

目標 1 男女共同参画によるワーク・ライフ・ balan

スの実現

目標1の背景と着眼点

- 2015年の「職業分野における女性活躍推進法」以降、女性の採用・登用や指導的立場への人材育成など働く場における男女共同参画の一層の推進が求められている。女性の活躍を求める場合には、男性中心の労働慣行の是正や、育児・介護責任をもつ男女が実際に働きやすい環境づくりが重要である。それらを意識した施策がどの程度行われているか。
- 働く場においても、あらゆるハラスメントのない環境づくりは重要である。2019年6月には、パワーハラスメント防止の措置義務を定める「労働施策総合推進法」改正が行われ、パワーハラスメント防止指針が策定された。職場における人権侵害やあらゆるハラスメントをなくすための取り組みが、意識的に推進されているか。

課題1 働く場における男女共同参画の推進 評価 B

評価の理由と提言

清瀬の主要産業である農業で、女性農業者6件が家族経営協定(※)を締結し共同経営者として認定されたことは評価できる。

一方、中小企業における女性活躍をどのように進めるのか、対策を検討する必要がある。公共調達を通しての女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進が期待されるが、所管課では事業実績がなく、今後の「法制化」を待っているとの回答があった。しかしこの対応は消極的にすぎるのではないか。他の自治体の例なども参考にしながら、具体的な方策について検討しようという積極性が欲しい。

情報収集や学習・啓発に関しては、生涯学習としても、市民向けのワーク・ライフ・バランスを推進する講座の実施をして欲しい。また事業者向けの啓発としては、厚労省や東京都など関係機関からのパンフレットの配布・掲示のみではなく、独自の具体的な啓発活動も必要ではないか。

※**家族経営協定** 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。(農林水産省ホームページより)

課題2 女性の活躍と多様な働き方への支援 評価 C

評価の理由と提言

女性対象の創業支援サポート事業や女性起業応援事業の取組みは評価できる。

一方、働く場として考えた場合、清瀬市職員の女性管理職比率は極めて低く、昨年度に比べても、監督職は 38.5%から 35%へ、管理職は 10.2%から 8.3%へ、共に若干の減少がみられる。清瀬市にかぎったことではないが、近年は、男女いずれにおいても「課長になりたくない」「役職になる自信がない」という職員が増えているときく。清瀬市においてはどのような状況であるのか、またその背景にあるものが何かを、組織として分析し、その状況のなかで、とくに女性管理職比率を高めるにはどのような支援が効果的か、具体的に検討していく必要がある。

育児休業については、男女別に、有資格者と取得者の人数および平均休業日数を明らかにして欲しい。また、育児・介護のための休業以外の各種支援措置があるはずだが、それら措置の利用者のキャリア・アップにマイナス効果がないように、十分な注意が必要である。

課題3 働きやすい環境づくり

評価 B

評価の理由と提言

市の子育て支援事業が多彩で充実していることは評価できる。ただし、委託先の NPO の経験実績に依存していることが多いのではないか。そこを市としてはきちんと評価すべきである。

授乳室については、令和 3 年度の新庁舎建設時に整備が見込まれているため、それまで取り組む必要がないと考えられているようだが、それまでの間だけでも、わずかなスペースを用意すればすむ措置であるから、必要がないとはいえないのではないか。「誰でもトイレ」で代替することは許されるべきではない。

目標2 人権の尊重とあらゆる暴力の防止

目標2の背景と着眼点

- 子どもの虐待とDVの関係について、近年、悲惨な事件が相次ぎ、社会的な関心は高まっている。それに関連して「妊娠時からの切れ目のない支援（ネウボラ／スマイルベイビーきよせ）プログラムの重要性が意識されているか。また事業を所管する部局の連携が行われているか。
- LGBTの支援のあり方を自治体として検討しているか。

課題1 配偶者等からの暴力やハラスメント等の防止と

被害者支援(DV防止基本計画)

評価 B

評価の理由と提言

指導課が子ども虐待に関連して各学校に窓口を設置し、スクールカウンセラーを全校に配置していることは積極的に評価できる。

しかし、人権教育・性教育に関連して「学習指導要領に基づき各校で適切に行っている」「現状維持」とする姿勢は疑問である。現在、世界的な性教育の基準として2018年に第2版が出された国連ユネスコの「国際性教育ガイダンス」がある（初版は邦訳あり）。同ガイダンスでは、誤った知識を減らし、正しい知識を増やすことが慎重な性行動につながり、性感染症や意図しない妊娠を防ぐとの研究に基づき、年齢に応じた広範な学習目標が示されている（5歳で学ぶ例として、家族は多様である、誰もが、誰に、どこで、どんなふうに身体を触らせるかの権利をもつ、良いタッチと悪いタッチがある等）。このような知見も参考にし、命の教育を重視している清瀬市にふさわしい人権教育・性教育を推進すべきである。

また、子どもの虐待被害の背景にDV加害者に関する対策の不在があることも問題になっている。清瀬市だけの問題ではないが、加害当事者に対する更生プログラムを推進することが必要であると同時に、子どもも大人も「暴力」について学ぶ機会を充実させることが暴力防止の社会的な基盤を作っていくものと考えられる。

課題2 生涯を通したところと身体健康支援

評価 A

評価の理由と提言

健康推進課は課題2を実施するうえで主要な所管課であり、また、「スマイルベイビーきよせ」プログラムでも中心的な役割を担っており、妊婦面接率が93%であること、産後うつについて細かなスクリーニングを行っていること、新生児訪問率が99%を超えること等から、要支援者を見逃さないとする姿勢を高く評価することができる。その一方で、プラン

の理解度をBと回答している点は疑問である。リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する事業は人権尊重・暴力防止に直結し、男女平等参画社会の実現に資する。この認識により、現存する要支援者の発見のみならず、将来の要支援者の発生防止にも繋がると理解して、多角度的に事業を推進してほしい。

課題3 困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境

の整備

評価 C

評価の理由と提言

秘書広報課が多言語対応アプリを導入し広報誌等を翻訳できるようにしたことは評価できる。全庁で利用し、活用を広げて欲しい。ただし、秘書広報課のプラン理解度にB回答が多いことを懸念する。

また、児童センターの回答に「事業実績なし」として空欄が目立つが、たとえば児童館では子どもの自立・社会参加への支援に関連したプログラムをまったく行っていないとは考えにくい。子どもを人権主体として理解したうえでプランの趣旨を確認して欲しい。外国人の子どもが増えている中で子どもと保護者への語学支援の必要もある。

LGBT支援について、全庁的に取り組む姿勢があるのか不明である。

目標 3 あらゆる分野における男女共同参画の推

進

目標3の背景と着眼点

- 課としての理解度が B のところがあるが、市の施策全体において男女共同参画が理解され取り組まれているか。
- 防災については、避難所協議会など地域の新しい体制の担い手に対して、男女共同参画の視点や対応が伝えられているのか？

課題1 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

評価 B

評価の理由と提言

男女共同参画の意識の推進については、教育現場が担う役割が大きい。指導課では男女共同参画の視点を持ったカリキュラムの点検と改善、性感染症などに関する情報提供、性の多様性をめぐる理解の推進などについて、教育現場の授業において指導をおこなっているが、概ね、国と都の「学習指導要領」に基づく実施となっている。また、今後に向けては全てが「現状維持」との回答である。「性の多様性への理解」「キャリア教育とライフスキル教育」「教育現場や家庭における性教育の在り方」について、課題として提示するとともに、具体的な方向性を明示すべきではないか。

教育現場を専門的な立場からサポートしていく場である男女共同参画センターでは、「男女平等推進条列子どもガイドブック」「子どもが作った人権かるた」制作と展示を行い、出前授業という形で積極的に学校での活用に至っている。年間を通して行われている各種講座や広報誌の発刊については、継続して取り組む姿勢を評価できるが、センターの周知度や講座への参加数をさらに引き上げる必要性を感じる。

生涯学習スポーツ課と企画課については、男女共同参画についての理解度が「A」であるにも関わらず、具体的な取り組みがほとんど行われていない。企画課においては、「今後もイベントの開催、団体活動への協力支援を行っていく」となっているが、どの様に男女共同参画の視点を盛り込んでいくのかの記載がない。

課題2 メディア・刊行物における男女平等と人権の尊重

評価 A

評価の理由と提言

指導課の回答には具体的な記述は見られなかったが、市内教育現場では、メディアリテラシー教育の一環として SNS 関連のいじめに対する教育も人権教育として行っている。第四小学校でプログラミング教育を行い、そこを中心として各校でも取り組みが始まっている。教育に対する外部協力の制度としてスクールサポートというものなど、具体的な取り組みが行われている。一方、そのような取り組みや実践の事例が、市民はおろか、児童の保護者にもあまり知られていないという現状もある。事業内容について、より具体的な内容が示され周知されることが必要である。

男女共同参画センターでは、例年実施されている「文章講座」に加え、「広報誌の作り方講座」「女性起業支援講座」を実施し、「女性視点での情報とは何か」を、講座を通じて具体的に発信し、利用者から高い評価を得ている。一方、各課の「情報発信」の内容に具体性が乏しいことから、男女共同参画センターからの働きかけや提案、アドバイスなどが必要なのではないか。

秘書広報課では、「市民ルポルタージュ」の記事を5名の女性に取材と執筆を依頼している。また、結核予防に関する会議開催と広告用ブックカバーの作成と配付を行っている。しかし、課題1と同様、今後に向けての施策については「現状維持」の回答であり、どの様に男女共同参画の視点を盛り込んでいくのかの記載がない。

課題3 政策・方針決定への男女共同参画の推進

評価 B

評価の理由と提言

防災に関する委員会への女性参加が増加傾向にある。昨今、防災への取り組みが世界中で課題となっている中、女性が消防団に加入したことは評価できる。現在、女性消防団員は「住まいの防火防災診断」を行うため、消防署員と同行して高齢者宅を訪問や、広報等を担当しているが、地域の避難所運営協議会の担い手である女性たちがより動きやすくリーダーシップを発揮できるような運営や研修、スフィア基準等防災の国際標準として人権がどう位置付けられているのかに関する学習や情報が望まれる。

各種委員の選任については、従来から「男女比のバランスを考慮した選任」が意識されてきた。しかし、活動内容によっては、なお偏りがみられる。例えば子育てや高齢者支援などは女性に偏り、消防や都市計画などは男性に偏る傾向が否めない。男女比を半々にすることが目的ではないが、「女性が参加しにくい」要因があればそれを解決し、また「子育てや高齢者介護は女性の役割」といった固定観念があればそれを変えていく必要がある。男性の中にも子育てや介護に関心を持っている人、女性の中にも消防や市計画に関心を持っている人も多く、その方たちが参加しやすく、継続していける活動の場とすることが必要である。

目標4 プランの積極的な推進

目標4の背景と着眼点

- 所管課の自己評価、第三者評価が効果的な形で行われているか。
- 男女共同参画センターが拠点施設として必要な情報やサービス提供や参画促進の場となっているか。
- 条例が住民に周知され、苦情処理が活用されているか。

課題1 庁内推進体制の充実と強化

評価 B

評価の理由と提言

第3次プランの評価サイクルが始まった。当初の計画に沿ってサイクルが進行していることは評価できる。しかし、進捗状況報告については一部の所管課や施策について、理解が十分ではないところ、あるいは評価に必要な報告となっていないところも見られ、今後、より質の高い報告になるように改善が求められている。

課題2 男女共同参画の推進基盤の強化

評価 C

評価の理由と提言

男女共同参画センターの活動については、市民の努力によって活発な活動が続いているが、アイレックまつりの実施日の縮小や男女共同参画センター運営委員会の実施回数の減少などがあった。

また、広報誌の発行回数の削減が課題とされ、特に新しいメディアを用いた発信方法の検討実現が求められている。実施されている各事業は、市民との連携によって行われ、広報誌に関しては質的な向上もみられる。また、地方創生推進交付金を活用した取り組みも今後につながるものと考えられる。

一方、情報発信の課題については、市民とともに検討されていることは評価できるが、新たな発信手法はなお実現されていない。

条例に関しては、苦情処理件数がゼロであり、このことをどう評価するか検討すべきではないか。もし条例に基づく苦情処理制度が住民に活用されていないのであれば、条例ならびに苦情処理制度を住民により周知させるような取り組みがなされるべきではないか。